

北薩地域産業保健センター

労働者数50人未満の職場における健康づくりを
「無料」でお手伝いします！

健康診断結果 の意見聴取 (就業判定)

健康診断で異常所見のあった労働者の就業の可否や健康保持のための対応策などについて、医師に意見を聴きます。

〈法律により事業者には義務づけられています〉

健康管理に 係る相談

健康診断で異常所見があった労働者に対して、医師や保健師が日常生活面の指導や健康管理に関する相談を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対しても相談を行います。

長時間労働者 に対する面接

時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

〈法律により事業者には義務づけられています〉

高ストレス者 に対する面接

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、面接指導を行います。

訪問による 産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が、事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、健康管理等の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

事業主は、労働安全衛生法により「労働者の安全・健康を守る義務」があります。
健康で活力ある職場づくりのために地域産業保健センターを活用しましょう！

北薩地域産業保健センター

〒895-0076 薩摩川内市大小路町70-26 (川内市医師会内)

TEL : 0996-21-1900

FAX : 0996-21-1907